

秋田県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について

平成19年3月27日
議会議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法第180条第1項の規定により、次の事項は、広域連合長において専決処分することができるものとする。

- (1) 広域連合が当事者である目的物の価格が1件1,000万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- (2) 法律上広域連合の義務に属する1件500万円以下の損害賠償の額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
- (3) 法律上広域連合の義務に属する損害賠償について、1件の金額が広域連合の加入している賠償責任保険でてん補される保険金額の範囲以内の額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。